

白馬村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図る
ための固定資産税の課税免除に関する条例

平成30年12月18日

条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第4条第6項の規定による同意がされた基本計画（以下「同意基本計画」という。）に定められた同条第2項第1号に規定する促進区域（以下「促進区域」という。）において、法第2条第1項に規定する地域経済牽引事業のための施設を設置した者に対する固定資産税の課税免除について、必要な事項を定めるものとする。

(課税免除)

第2条 促進区域において、令和11年3月31日までの間に法第13条第4項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した者（法第4条第2項第3号の規定により同意基本計画において定める地域経済牽引事業として求められる事業内容の事業を行う者に限る。）に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（平成29年12月22日以後に取得した土地であって、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）については、新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分に限り、固定資産税を免除することができる。

(課税免除の申請の手続)

第3条 前条の規定により課税免除を受けようとする者は、課税免除を受けようとする年度の賦課期日の属する年の1月31日までに申請書を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の申請があった場合において必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について調査し、その他必要な事項に関する書類の提出を求めることができる。

3 村長は、第1項に規定する申請に基づく課税免除を決定したときは、速やかに当該申請者に通知するものとする。

(課税免除の取消し)

第4条 村長は、前条第3項の規定により課税免除を決定した者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該年度分又は当該年度以降分の課税免除を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為により課税免除を受けたとき。

(2) 事業を休止又は廃止したとき。

(3) その他村長が特に不相当と認めたとき。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。